

第11回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成30年5月8日（火）9:30～10:20

場所：官邸2階小ホール

二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子委員、篠原文也委員、武内紀子委員、丸田健太郎委員、美原融委員、山内弘隆議長、渡邊雅之委員

三 議事

1. 開 会

2. 特定複合観光施設区域整備法案の概要

3. 閉 会

○山内議長 それでは、ただいまから、第11回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

まず初めに、推進本部の本部長補佐でいらっしゃいます杉田内閣官房副長官から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○杉田内閣官房副長官（事務） 委員の皆様方には本当にお忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

考えてみますと、ちょうど1年前の今ごろ、4月から7月にかけて日本型のIRというものがいかにあるべきかということについて、大変精力的に御議論をいただき、取りまとめも作成をしていただきました。その取りまとめを基に説明会・公聴会を開催いたしまして、さらにまた、パブリック・コメントも実施をいたしました。

その後は、政府内におきましてより具体的な制度設計を進めてまいりまして、世界一の水準と思えるIRの整備法案を作成いたしまして、去る4月27日の閣議においてこれを決定し、国会に提出をするという運びになりました。本当に皆様方の御協力に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

この法案の中身につきましては、後ほど説明を事務方からさせます。

その後は、国会において大変厳しい審議というものが待っておるわけでありませけれども、この法案の成立に向けて、引き続き私どもは努力をしております。皆様方にもどうかひとつ引き続いての御協力をぜひお願いを申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、プレスの方はここで御退出をお願いしたいと思います。

#### 【プレス退出】

○山内議長 本日は、森重事務局長が所要のために欠席ということでございます。

それでは、議事に入ります。

先ほど杉田副長官から、本推進会議の取りまとめを基に作成された法案が、去る4月27日に閣議決定され、同日付で国会に提出された旨の御報告がございましたので、まずは政府から法案の概要を御説明いただきたいと思います。

それでは、事務局から法案の概要の説明をお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 お手元に資料1として、整備法案の概要の1枚紙、法案資料として、資料2をお配りさせていただいております。

資料1に基づきまして、整備法案の概要を御説明させていただきます。

まず「1. 目的」については、本整備法案の目的規定（第1条）には、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するという政策目的を明記しております。

「2. 特定複合観光施設（IR）区域制度」については、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、さらにその際の地域の合意形成等について規定を盛り込んでございます。また、国土交通大臣は、認定区域整備計画の数が3を超えることとならないよう、区域整備計画を認定することが法律案の中で明記されてございます。

「3. カジノ規制」については、免許制の下でカジノ事業者を監督するほか、主要株主等その他の関係者についても所要の規制を設けており、厳しいスクリーニングの制度を盛り込んだ法律案となっております。また、カジノ行為の種類・方法、カジノ関連機器等についても規制を行います。さらに、日本人などのカジノ施設への入場回数については、連続する7日間で3回、連続する28日間で10回を上限という制限を法律案の中で設けてございます。

「4. 入場料・納付金等」については、安易な入場を抑止する等の観点から、日本人等の入場者に対しては、国と認定都道府県等がそれぞれ3,000円の入場料、あわせて6,000円の入場料を賦課することとしております。また、カジノ事業者に対し、カジノ管理委員会の経費相当額に加え、国と認定都道府県等に対し、それぞれカジノの粗利益の15%の納付金、あわせて30%の納付金を負担させることとしております。

「5. カジノ管理委員会」については、カジノ事業者等を監督するため、内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置し、委員長及び4名の委員については、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしております。また、カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査等に関する規定を設けてございます。

最後に「6. 施行期日等」については、本法案は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、施行をいたします。また、最初の区域整備計画の認定から5年後に、この法律全体の施行状況について検討し、7年経過後に認定区域整備計画の数について検討を加えることができるという旨の附則規定を設けてございます。

先ほど来、御紹介されておりますように、本法案については4月27日に推進本部で御了承いただいた後、閣議決定され、同日付で国会に提出されているところでございます。

事務局からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容に関しまして、御意見あるいは御質問があれば御発言を願いたいと思います。御発言の御希望の委員は挙手をお願いできればと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

○篠原委員 それは法案の中身そのものについてですか、それとも今後のことについてですか。

○山内議長 両方でよろしいです。

○篠原委員 幾つかあるのですが、1つは、この法案を踏まえて、IR事業者と自治体との間で合意ができるという前提なのですけれども、当然合意ができなければ申請ができな

いわけで、そのときに、例えば入場規制について、法案ではもう決まっているわけですから、今後の政令もしくは基本計画をつくるところで、自治体独自の上乗せの仕組みみたいなものを認める余地を少し残しておいたらどうかと。例えば、誘致を検討している自治体の中には、IRカードみたいなものをつくって、そこにチャージしたお金の範囲以内でしか遊べない、最初からお金の額を決めてカードに入れておくということで、それ以上はだめだという仕組みも考えているようなので、色々そういう上乗せの仕組みです。それに周辺観光で使えるポイントを付けようということで、そういう上乗せサービスということが出来る余地をぜひつくっておいてほしいなということが1点。

それから、認定区域整備計画の3か所について、大都市部だけにならないようにぜひ配慮をお願いします。3か所ですから、ぜひ地方と大都市部のバランスをしっかりとってもらいたい。単なる規模の追求で、すごい規模だなということだけではなくて、やはり質もしっかり見て、本当にきちんと質が伴うのかということも判断材料にして、ぜひやっていただきたい。

この間、平昌オリンピックを視察に行った際に江原ランドも見てきたのですが、規模だけが大きくて、外国人の姿などはほとんど見かけなかった。ほとんどが韓国人でした。アトランティックシティの例も含め、そういう規模だけの追求ではなくて、あくまで質をどう担保するかということです。その地域の観光にどうつながっていくのかということです。そこに誘客した場合、それをずっと地域の観光に回していくようなシステムがきちんとつくれているかどうか。単にカジノだけとかIRだけの楽しみだけで終わるのではなくて、やはり地域への観光にどうアクセスできているかという設計がうまくできているかということも、ぜひ判断材料にしていきたいなと思っております。私の意見はそれだけです。

一つ質問です。前期、後期に分けて3か所について申請をさせるというお話を聞いておりますけれども、その場合に、例えば前期で手を挙げて落選し、後期でもう一回練り直して再申請をすることは可能なかどうか。その辺の設計がどうなっているのかというのは、後で結構ですからお答えをいただきたいと思えます。以上です。

○山内議長 分かれば今、お願いします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 御質問の、3か所という上限の範囲内で認定を2回ぐらいのプロセスに分けて行うという考えは、法案の中身について与党調整をする中で出てきた考えの一つだと理解してございます。

与党で御議論いただいた結論ですけれども、まだ2回に分けてやるということを決めているわけではございません。法律が成立して、制度が動き出した暁には、政府におきまして、関心のある誘致をしようという地方公共団体の準備状態などを相当念入りに調査いたしまして、その結果、仮に準備が早く進んでいて、早目に認定申請を出せるようなグループがあるとすれば、そういうグループに対応するために、認定申請の早い締め切りを一回設けて、そしてさらに準備が遅れてくるグループがあるとすれば、そのグル

ープに対応するための2回目の認定申請の締め切りを設けることも検討しようということになってございます。

○篠原委員 これは与党の議論ですか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 はい。それは与党で合意をされた文書の中にも、こういうことを検討するというのみ書かれているところがございます。そして、そのようにするとなっているわけではございません。

その上で、篠原委員からの御指摘のように、前期に、1回目の締め切りのプロセスに仮に認定を受けられなかったところが、仮に2回目があるとして、2回目に申請ができるのかどうかということがございますが、そういう意味では、やるかどうかはまだ決まっておられませんし、ましてやどのようにやるのかということも決まっておられませんので、今お答えするとすれば、それはまだ何も決まっておられませんとお答えするしかないと思います。

あえて一言付け加えるとすれば、1回目に申請をされた場合に、国としての認定の評価を一度下しているわけがございますので、それを受けてさらに2回目に締め切りがあるとして、そこにプラスアルファのものを付け加えて申請されるかどうかということについては、その前の段階で国との色々なやりとりが申請の審査の中であるかもしれませんので、そういうことを考えると、フェアなコンペティションという観点からすると、いかななものかという観点はあるかとは思いますが。

ただし、繰り返しになりますけれども、まだ何も決まっていないわけがございますし、何よりも3つを上限とする認定については、全国で一律の水準を当てはめて、一定水準をクリアするものだけを上から3つ認定するということが大原則でございますので、それとの兼ね合いの中で考えていかなければいけないことだと考えております。

○篠原委員 今後の問題ということですね。

○山内議長 そうです。

○篠原委員 ただ、やはり大都市部だけにはなっほしくないような感じがいたします。以上です。

○山内議長 ありがとうございます。熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 ありがとうございます。

3点ほど申し上げたいのですが、まず1点目としては、今回の法案については非常にいい内容でまとめていただいたと考えておまして、そういう意味では大筋において全く異論はございません。この審議の過程で、私を含めて恐らく委員の皆様が意識をされてきたのが、2つの価値基準のバランスをとることだと思います。1つは安倍総理がおっしゃった世界最高水準の規制ということと、他方でビジネスの面から見た自由度、民間事業者の方が創造性、創意工夫を発揮できるような自由度と規制のバランスをとることが基本理念だと思います。その意味では私どもが取りまとめたレポートを基にして、その2つの価値基準をしっかりと反映した形で法案にまとめていただいて

いると思いますので、非常にいいものをつくっていただいたということが1点目です。

2点目としては、制度としては非常にいいものができると思うのですが、やはり運用のほうをどうするかということが大きな課題です。例えば、ドイツのダイムラーなども世界最高水準のコーポレート・ガバナンスを導入していると言われていたわけですが、やはり形とか仕組みができていても、運用の部分に問題があると、ああいう様々な問題が起きるわけですから、その意味では、ぜひとも非常に丁寧にきめ細かく、万全を期して運用についてはやっていただきたいというのが2点目です。

3点目としては、今回のIRについては、非常に海外からの期待が大きいということをお願いしたいと思います。先週、ロスで開催されたミルケン・グローバル・カンファレンスに参加をしまして、これは世界中から4,000人ぐらいの経済界のトップや政界の方々、例えば米国のスティーヴン・ムニューシン財務長官とかウィルバー・ロス商務長官なども御参加をされた会合でございますけれども、その中で、私は日本に関するセッションで登壇をさせていただいたのですが、やはり海外の経済界・投資家はIRへの関心が非常に高く、大きな期待が寄せられているというのを身を持って感じたところでございます。パネルディスカッションには香港のカジノ王とも言われているローレンス・ホーさんという方が参加をされたこともあって、世界中のメディアとか投資家の方々の注目度が非常に高かったです。その中で特に大きなポイントとしては、日本がデフレにずっと悩まされてきたわけですが、日本型IRはここから脱却する起爆剤になるのではないかという点です。結局、日本は世界最高レベルのサービスを提供しているのですが、適正な価格を設定していない。例えば、1泊2食つきで100ドル、1万円ぐらいで泊まれる国というのは、日本と同じレベルの国ではほとんどないわけであって、例えば海外でいえば中東のお金持ちは1泊それこそ1,500万円ぐらいするようなところに2週間単位で宿泊するわけですから、数億円のお金がそこで使われます。そういう意味で、これを一つのカタリスト、起爆剤として、日本がデフレから脱却するということに対する非常に大きな期待が、海外の経済人とか投資家の中で存在するということを実感いたしました。

以上の点を踏まえて、やはり国民にも丁寧に説明をしながら、一日も早く法案を成立させて、IRを実現するというのを私自身、非常に強く期待をしておるところでございます。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内議長 ありがとうございます。美原委員、どうぞ。

○美原委員 大変精緻な法案で結構なことだと思います。ぜひともこの法案を確実に国会で審議していただいて、実現できるように格段の御努力をお願いしたいと思います。ただ、この法案を見て、精緻ですけども完璧ではございません。また、法の執行は本当に大丈夫かという心配な点もあるようです。今後、政省令とか方針等々で煮詰めなければいけない点も多々あるということでしょう。

一例を申し上げます。チップを持ち出しすることは禁止と単純に書いてあり、これを担保するのは事業者の義務という規定になっています。ところが通常、世界の法令や規則では、政令もしくは規則で定める一定金額以上の持ち出しは禁止とするのが通常です。どうしても少額を持ち去ってしまう顧客がおり、完璧に禁止することは不可能、かつ少額の持ち出しを規制する意味はないわけです。少額ではマネロンも悪事もできません。こうなると法の執行ができないのです。こういう問題はどうするのだろうか。でも、たとえ10円のチップでも外に持ち出すことを防げなければ、事業者の違反となった場合には、法を厳格に執行すること自体が結構大変になってしまうわけです。実はそういう類似的な事象が結構ございます。一部内容的に、おかしくはないが、リダグダントのものもある。ですから今後、政省令や規則の中でどのように実務を斟酌し、規定していくのかによって詳細が決まってくるところもあるようです。

それと、法律では書いていないけれども重要なこともあります。例えば、この法律には銀行、設置運営事業者に対する融資金融機関という言葉や概念はありません。ところが、恐らく重要契約書は全てカジノ管理委員会の承認事項になりますから、融資契約も当然その対象でしょう。融資に伴う担保設定も当然認可の対象です。ところが、もし、担保設定を認知するにしても、ゲーミング資産に関する担保の執行はどうあるべきかという問題が起こってきます。ゲーミング資産の担保執行を認めるということは、第三者に資産処分・売却をすることが前提になりますから、この第三者にカジノ施設供用事業者と類似的な地位を与えることになります。よって本来カジノ管理委員会が厳格に規制しなければいけないことになるわけです。米国ネバダ州の規則8Aは、銀行によるゲーミング資産の担保の執行は、Security InterestsのEnforcementと英語ではいいますが、規制機関の認可事項であり、金融機関は資産を自由に処分できないことになっています。担保の執行を認めるか否かはカジノ管理委員会の判断事項にするというのがアメリカの法令です。日本でも、何等かの規律を設けて、重要利害関係者となる金融機関との実務的關係をある程度定義せざるを得ません。法律ではなく、規制、ガイドライン、基本方針・指針等、何らかの枠組で実務指針を取り決める必要があるとともに、重要利害関係者である銀行との直接協定というものが、都道府県等との間で必要になると共に、カジノ管理委員会あるいは国土交通大臣と、何らかの形で実務的に調整できるメカニズムを入れない限り、もし事業者の破綻等の事象が起こった場合、認定、免許、協定、融資契約等がクロスデフォルトの関係になるのでしょから、どのような調整ができるのかはまだ見えてこないわけです。

その辺のところを議論し、できる限り分かりやすくなるように、制度を実務的に補完する仕組みが必要です。もしこの法律が成立したならば、是非とも政府にお願いしたいのは、重要利害関係者、特に地方自治体、民間事業者、金融機関等々との具体的なかつオープンな議論をしていただきたい。その中において、実務的にどうあるべきかという仕組みをこの制度の中に組み込まない限り、せっかくできたこの精緻な法律がうまく動

かないということもあり得るわけです。そういう法律規定ではない事項の問題を整理する必要もあるでしょう。この制度をこれからより詳細に展開し、実務に耐える枠組を構築していくためには、オープンな利害関係者の議論が必要ではないかと思います。

以上です。ぜひとも政府の中において、まずこの法律を通していただく最大限の努力をお願いし、成立した暁には、オープンな形で利害関係者とさまざまな議論をして、この法律がうまく機能するようにしていただきたいと思います。

○山内議長 ありがとうございます。武内委員、どうぞ。

○武内委員 ありがとうございます。

施設等に関しても、国際会議場、展示場、観光に関して非常に大きく取り上げていただきまして、ありがとうございます。どうしてもカジノに焦点が当たって、明るいといえますかプラス面がなかなか論議されにくい状況ですので、ぜひそういったプラスのところも御理解いただけるようなお話をしていただければと思っております。

カジノに関する弊害というか問題点も、議論をオープンに十分なされることで、逆にプラスの面に関する理解も進むと思います。色々お話をされていて、やはりビジネス面では、例えば、収益を観光やMICEのほうに回していただくとすると、儲からないと回せませんよという声も、実際、事業者のほうからよく出ていましたし、ぜひその辺が両立するような形で、マイナスに対する対策は十分検討した上で、十分ビジネス的にメリットがあり、そういった収益が観光施設やMICEに回るというプラスのことをぜひ御議論をいただければと思っております。

色々な自治体のほうからも声を聞くのですが、やはり3か所ということが案として決まっていますので、その場合、3か所以内のエントリーの場合はそこからいい悪いといえますか、基準に達する達しないということで決まると思うのですがけれども、3か所を超える申し込みがあった場合に、審査の委員会を国がつくって審査するのだと思うのですがけれども、どのように審査をしていくのか、どう透明性を持ってやるのか、誰がどう判断するのかというところを教えたいと思います。

○山内議長 ありがとうございます。これについて、お答えをお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 武内委員からの今の御質問でございますけれども、認定申請があった場合は、法律案の第9条第11項の中に、主務大臣である国土交通大臣がどのような基準でこれを認定することができるのかということが記載されております。その中に、主務大臣があらかじめ策定し、公表する国の基本方針に適合するというのも入っております。問題はこの基本方針の中身になっていくと考えてございまして、今後、制度が動き出せば、国土交通大臣がつくる基本方針の中に、国の方針としてどのようなIRを整備したいのかということが相当詳細に書かれることになると思いますし、今、武内委員から御指摘いただいた審査の透明性を図るという観点からも、提出された提案の中身について、どういう観点からどのような審査をするのか、項目とか、場合によっては審査の配点とか、いわばどのようなルールでゲームが行



われるのかということをおあらかじめ明確に策定し、公表し、そしてそれに基づいてどのような審査がなされたのかということをお、きちんとアカウントビリティーを主務大臣として果たすというようなプロセスを構築していく必要があるだろうと思います。これは先ほど美原委員からも御指摘をいただいた、法律案の中だけには書かれていないことで、今後、運用を適正にかつ公平に、かつアカウントビリティーを持って運用するために、まだまだたくさんのおことが付け加えられなければならない一環であると考えてございます。審査の透明性の確保についても、同様の考慮をしていく必要があると考えてございます。

○山内議長 よろしいですか。丸田委員、どうぞ。

○丸田委員 丸田でございます。

全体としては非常にすばらしい議論の中で、色々な論点がどういう背景で決まってこの法律になったということが、アカウントビリティーといった観点からも、国民にもある程度分かりやすい形になったということで、IR推進本部事務局の皆様をはじめとした皆様の大変な御苦勞のもと、このような形になったということで、すばらしいと思っております。

ただ、この法案はあくまでスタートラインということだと思いますので、先ほど美原委員、熊谷委員からもご指摘ありましたが、ここでまず規制のガイドラインの大枠が決まったので、これから決まっていく政省令が非常に重要だと思います。特に日本でこれから初めてのIRということで、諸外国の例を見ても、かなり不確実というお何が起るのか分からないということがたくさん出てくると思います。IRには関与する利害関係者も非常に多いということで、事業者だけではなくて金融機関や、自治体、住民、それと国、それも国土交通省、カジノ管理委員会と出てきますので、そういう意味では、制度をこれから落とし込んでいくに当たっては、柔軟性を持っていただくということと、規制の観点はしっかり入っていますので、後は民間事業者からより投資を引き出すというお、彼らにとって分かりやすい方向性や絵を見せながら、進めていくことが重要です。おそらく、この中에서도認定に至る、もしくは開業前、後のプロセスというのが非常に複雑だと思っておりますので、そういったところをより早く基本方針等で明らかにして進めていくということが非常に重要と思っております。

あとは、会計・税務の専門家という意味では、今回GGRの税率が30%と決まっておりますけれども、まだ詳細な点では、例えばGGRにどういったものが入ってくるのかとか、コンプの税務上の損金算入の取り扱いといったところによっては、実効税率というのが実際にはまだ変わる要素というのはまだ結構ございますし、これらの点は我が国のIRの国際競争力にかなり影響を与えますので、そういったところをおネバダ州とかシンガポールの実例も見ながら比較して、諸外国と比較してもしっかり競争力があるような制度に落とし込みをしていただきたいと思います。以上でございます。

○山内議長 ありがとうございます。櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 大体、色々な論点が既に出ていると思いますので、法律のつくり方ということで一言だけ申し上げますと、この法律案は本則のほうが251条あって附則が16条ということで非常に大部で、複雑な法律になっているという感想ですが、気になるのは、目的がもともとあって、民間の活力とか創造性とか自由度とかがあって、この法律を使って本当に国際競争力のあるような事業展開ができるのかというのが結局は一番大事なことで、そこが問われることになります。そうすると、目的との関係でこの法律が本当に合理的なものかどうかというのは、まさに精査しなければいけないところだと思うのです。

国会と政府の関係ということでいうと、今回、IR推進法がまず議員立法でできて、それを政府において、詳細な、専門的なところも含めて全体的に大きな法律をつくっていくという手法だったのですが、こういうやり方は国会の立場と行政の立場、議院内閣制のもとで一つのモデルではあるのかなという感じはしております。国会におけるシンクタンク機能をもっと充実してくると話は変わってくる可能性はありますが、現状の仕組みを前提とすると、政府のほうで受けて、議員の問題意識を具体的に制度化していくという例は、これまでそれほど多くは多分ないのだろうと思うのですが、現代的な立法のあり方ではないかとは思いました。

ただ、その場合に、議員の先生方のほうが比較的自由な発想でアイデアを出されるのに対し、それを行政のほうで具体化しようとする、その過程にはちょっと閉塞感があるというか、自由度が高くなく、なかなか閣法でいきますと、新しいことが非常にやりにくいというか、ハードルが高いし、しがらみも多いし、意見をおっしゃる方もたくさんいらっしゃる、簡単な話が難しくなってしまう、全体的におおらかさがないように見えます。かつての司法制度改革のときにも一見するとまったく余裕のないところに何とかオープンスペースをつくるということが課題であったのですが、ちょっとそれと似ているところがあって、そういう意味では、政府のほうの法律のつくり方については考えていく必要があるのかなと思います。

とはいえ、実定法のいいところは、問題があればつくり直せるということであり、今回も5年の見直し規定がありますので、そこをうまく使って適宜改善していくことが大事だと思います。そこが判例と違うところで、判例は一度判例が出てしまうと、事実上直すことが難しいところがあるのですけれども、そこが今後の課題であり、法律制定後も、柔軟に、もともとの目的との関係で法律のつくり方を含めてどうなのかというあたりが多分問われるだろうと思う次第です。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 今回の法案は251条ということで精査させていただきましたけれども、昨年当推進会議で取りまとめられた内容を前提としたもので、取りまとめにおいて議論を尽くしました国際競争力の高い統合型リゾートを目指す法制度、そして厳格な弊害防止措置を含む世界最高水準のカジノ規制が実現されているのではないかと考えております。今

回の法案の作成に御尽力された推進本部の事務局の皆様、心から感謝を申し上げたいと思います。

とりわけ本法案は、取りまとめの中にもありましたとおり、シンガポールのリー・シェンロン元首相が演説されていたとおり、「Not a Casino, but an IR」といった理念の元、単なるカジノの設置を目指す法案ではなく、IR、すなわち統合型リゾートを設置することにより、日本の国際会議場とか国際展示場といったMICEに関する国際競争力を回復すること等を主眼に置かれたものとなっているのではないかと思います。

また、本法案では、色々議論がありましたけれども、IR法制の導入に関することや、IR施設数の制限、カジノ管理委員会による厳格な背面調査、カジノ施設面積の制限などに加えて、他方、入場回数制限とか国内居住者によるマイナンバーカードの公的個人認証を用いて、入場回数をカジノ管理委員会が一元的に管理するといったギャンブル依存症対策、一般の銀行等よりも厳格なマネー・ローンダリング規制や、これまで例を見ないような暴力団員などの反社会的勢力の入場を禁止するような規制、弊害防止対策が導入されているということで、色々一般では懸念されています賭博罪、賭博場開張罪といった違法性阻却の問題は十分にクリアできているのではないかと考えております。

これは画期的だと思うのですがけれども、法案上もカジノ事業者の免許規制に関して定めている39条において、概要のほうにも書いてございますけれども、この場合において当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為については、刑法第185条の賭博罪の規定、第186条の常習賭博罪と賭博場開張罪の規定ですけれども、これを適用しない、条文上もこのことが明らかにされているということで、極めて国民にも安心感を与えるのではないかと考えております。

そして、特定複合観光施設、すなわちIRの中核施設の要件についても、第2条第1項で定められておりまして、細則は政令に委ねられることになっており、国際競争力のある全国一律の基準ということでございますけれども、基準を見る限り、大都市だけでなく広く全ての地方自治体、いわゆる地方型のIRの区域認定申請への参加ということも全く妨げておりませんし、十分可能なのかなと考えております。

また、私が注目しているのは、第15条第3項でカジノ収益の再投資義務というのがありまして、結構重いのかなと思ひまして、カジノで得た収益というのがちゃんと地域等に再投資されるということで、要はIR事業者、カジノ事業者が利益を収奪するということは許されないとなっております、ちゃんとした地元対策をする必要が出てくるのではないかと。そうしないと、区域認定整備計画については更新制でございますので、認定の更新が行われないということも場合によってはあり得ると考えております。

最後に、本法案の早期の成立を願うとともに、カジノ管理委員会の設置とか国による基本方針などができるだけ早くなされることを望むところでございます。以上でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。篠原委員、どうぞ。

○篠原委員 皆様方から法案への高い評価の声が出ていることは大変私もいいと思うのですが、問題は、これが本当に成立をして動き出さないと全く意味がないので、これが成立するかどうか、国会の審議に委ねるしかないわけです。

一方、依然として世論、マスコミ、社説など、当初のころから比べて変わりましたか。余り変わっていないような気がするのです。だから、そういうようなものに理解を求めていくかという努力を政府としても引き続きやっていただきたい。パブコメなどを見ると、反対や慎重論が相当多いですから、その辺は審議は審議として、政府としてやるべきことはしっかり並行してやっていただきたい。

これは政府の問題ではないのですが、依存症対策の基本法案は議員立法で出ていますから、これもやはり努力をしてほしい。法案ができただけで全て解決するとは思いませんので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

○山内議長 ほかに御発言はございますか。ありがとうございます。

私からも、まずはこの法案をおまとめいただきました事務局の努力に関して、厚く感謝を申し上げたいと思います。

先ほど櫻井委員からありましたように、この立法プロセスが比較的特殊といいますが、議員の発想で出て、それを政府が法律をつくるというプロセスでございまして、これは逆に内容を詰めていくということで大変だったと思うのです。我々も色々議論をしましたが、それを土台にさせていただいて、国会の先生方とやりとりしながらこういう法律をまとめたという努力に関して、本当に敬意を表したいと思っております。

もう専門家の皆さんが全ておっしゃいましたので、特に付け加えることはないのですが、皆さんのお話を伺う中で、やはり重要なのはこれから決めるべき点、あるいは詰めるべき点がかかなり多いということだと思ひます。先ほど美原委員から具体的に御指摘もございましたけれども、そのほかの委員からかなりの点においてこれからどうするのだというところが非常に重要であるという御指摘があったと思ひます。今のお話にもありましたが、世論の動向を見ると、その辺も慎重の上に慎重を重ねていただいて、対策をぜひとも打っていただきたいと思ひます。

3番目に、私の立場で言いますと、これも何人かの委員からございましたけれども、これはカジノの法律ではなくて、特定複合観光施設区域の法律でありまして、リゾートをつくる法律だという点をぜひとも強調したいと思ひます。現在、マスコミにも取り上げられ、また、議論になるのはカジノということでもありますけれども、これはカジノを含むリゾートであって、観光振興が第一の目的であるということだと思ひます。特に2020年のオリパラ以降、我々が今見ているインバウンドを含めた観光の伸び、この産業をいかに日本の経済の柱にしていくかというときの一つの大きなポイントになる内容だと思ひます。そういう意味では、カジノだけの議論だけではなくて、これはそれによって内容を隠すという意味ではございませんけれども、日本全体の影響ということを色々議論していただいて、その中で世論の支持あるいは国会の審議も進めてい

ただければと思っております。その意味では、最近の報道を見ていますと、やはりカジノだけの議論という感じを受けておまして、そうではなくて我々の目指すところは特定の複合型のリゾートであって、それを中心に観光を伸ばしていくのだというところを、我々自身もそうでありますけども、政府に強調していただければと思っております。

こういう形で法案になりまして、これからまた審議、立法化と大変だと思いますけれども、本来の意義を遂行すべく、これからも御努力いただければと思います。これも私からの一つの意見でございます。ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますか。美原委員、どうぞ。

○美原委員 今後の予定、もし法律が通った場合、例えば政省令とか重要規則などがあるのでしょうか、スケジュールというのは、ある程度開示することは可能でしょうか。

○山内議長 事務局、お願いします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 法案が成立した場合には、政府といたしましては2つのことに取り組まなければいけないと考えております。

まずはカジノ管理委員会の設立でございます。これは法案に盛り込まれておりますように、国会同意人事を経た上で内閣総理大臣の任命になりますので、人事行為になるべく速やかに着手した上で、国会に適切なタイミングで人事案をお諮りできるよう準備を進めることが大事だと思っております。

2番目が、国土交通大臣による国の基本方針の策定でございます。これは単にどのようなIRをつくりたいのかということだけではございませんので、先ほど武内委員からも御指摘いただきましたように、どのようにして審査をするのか、審査の体系を、透明性を持った仕組みを盛り込んだ基本方針を準備していかなければならないと考えております。もちろん、国会でいつ整備法案が成立するのかというタイミング次第でございますけれども、なるべく今後1年程度を目途に、今触れた2つの事柄を国としてはやっっていかなければならないことだと考えおります。

基本方針ができますと、今度は誘致に関心がある地方公共団体がボールを持つ順番になります。地域の実施方針をつくり、それに基づいて民間事業者を公募・選定し、共同して区域整備計画を作成し、申請までこぎつけるというプロセスでございます。

ここは先ほども申しましたとおり、地域ごとによって進捗状況は異なるかと思っておりますので、国としても制度が動き出しましたら、その状況を把握して、先ほども御質問をいただきました区域認定の申請の締切りをどういうタイミングでやるのかということも、法律案の中では政令で定めることになってございますので、基本方針を出すと同時に、地方からの区域認定申請を受ける期間をどうするのかといったことを政令で定めていくことが必要になるだろうと考えております。この期間がどれぐらいになるのかということは、今後、地方公共団体の準備状況などを把握する中でしか決められないことだと思っておりますが、団体によって違うとは思いますが、やはり2年から3年ぐらいの時間はかかることになるのではないかと考えております。

申請認定を受けましたならば、国土交通大臣があらかじめ定めていた仕組みに基づいて審査をし、具体的な立地場所、計画を含む認定をすることになると思っております、そこまでにはまだ少し時間がかかるであろうと思います。

しかし、そうして認定が行われれば、具体的に民間事業者が着工にかかれるわけでございますけれども、シンガポールの例で見ましても、建設期間だけでも3～4年の時間がかかっておりますので、全てを考えると2020年代半ばぐらいには日本でのIRが動き出す、開業していくことができるのではないかとというのが、今、非常に大きな絵柄として頭の中にございます。

○篠原委員 2020年代の半ばですか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 半ばぐらいになるのではないかと  
思います。

○山内議長 どうもありがとうございました。美原委員、どうぞ。

○美原委員 今後のこの会議の役割とはいかがなものでしょうか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 この推進会議は、IR推進法に基づいて置かれています本部で、法律案、政令などの制度の枠組みをつくるということが本部のマンデートになってございまして、この推進会議は本部でつくられる政策について、重要事項について審議、意見を出していただくという機能を負っております。今後、今日も御議論いただきましたように、政令を詰めていく作業もございます。その中身がどのようなものであるべきかということにつきましても、議論が進むに従いまして適切なタイミングで推進会議にもお諮りをしなければいけなくなるであろうと考えてございます。

○山内議長 ほかによろしゅうございますか。それでは、事務局から連絡事項等があれば御発言をお願いします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 机上に配付させていただきました資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますけれども、置いたままにしておいていただければ、後日事務局から郵送いたします。

○山内議長 それでは、以上で第11回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上